



資金決済に関する法律の一部を改正する 法律案のポイント

弁護士 [金木伸行](#)弁護士 [亀家貴志](#)

1. はじめに

令和7年3月7日、資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（以下「本改正案」といいます。）が国会に提出され、現在国会（第217回国会）において審議されています。今般の改正は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す観点から行われているものです。本稿では、本改正案のポイントを解説いたします。

なお、以下では、本改正案による改正後のものを「改正資金決済法」、改正前のものを「現行資金決済法」または「現行法」、改正前後で特に変更がない部分は単に「資金決済法」と呼称しています。

2. 本改正案のポイント

（1）暗号資産・電子決済手段関連

ア 暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令制度の導入

2022年11月に、暗号資産交換業者であるFTX Japan株式会社の親会社であるFTX Trading Limitedが破綻した際、関東財務局は、FTX Japan株式会社に対して、金融商品取引法の規定（同法56条の3）に基づき資産の国内保有命令等を発出することにより、同社資産の国外流出を防止することができました。これは、同社が暗号資産デリバティブを取り扱っていたことから、第一種金融商品取引業者の登録を受けていたために可能となった措置でした。他方、暗号資産交換業者の多くは暗号資産の

現物取引のみを行っているところ¹、暗号資産の現物のみを取り扱う事業者が破綻した場合、現行資金決済法においては、このような事業者に対する資産の国内保有命令の規定が存在しないという問題点が指摘されていました²。

本改正案では、電子決済手段等取引業者および暗号資産交換業者についても金融商品取引業者と同様の規定が設けられ（改正資金決済法62条の21の2および63条の16の2）、これらの事業者の資産が国外に流出するおそれがある場合に資産の国内保有命令を発出できることになりました。

イ 信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付資産の管理・運用の柔軟化

現行法においては、信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の発行者は、信託契約により受け入れた金銭（以下「裏付資産」といいます。）の全額を要求払預貯金で管理する必要があるとされています（現行資金決済法2条9項）。これに対して、米国（NY州）やEUでは、ステーブルコインの裏付資産として、預金に加え短期国債等も認められていました。

そこで、国際競争力の観点から裏付資産の管理・運用を一定程度緩和することが検討され、本改正案では、発行額の50%を上限に、①満期・残存期間3か月以内の日米国債（円建ての場合は日本国債、米ドル建ての場合は米国債）や、②中途解約が認められる定期預金による管理・運用を認めることとしています（改正資金決済法2条9項）。ただし、これらの①②による管理・運用は、元本を毀損しない形で行うことが求められ、具体的には、内閣府令において、①については、裏付資産が減少した場合に委託者（電子決済手段等取引業者等）が追加拠出する義務を課すこと、②については、例えば、中途解約の場合も解約手数料により裏付資産が減少しない場合に限定することが予定されています³。

本改正案では、信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付資産の運用方法が増えることで、信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の発行者への参入が促進されることが期待されます。他方で、実務上、円建ての信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付資産を国債で運用する場合、日本国債で運用する必要があるところ、日本国債の利率は低水準でありマネタイズの観点で課題があることに加え、満期・残存期間が3か月以内と短期間ものに限定されることも課題であり、今後さらなる裏付資産の管理・運用の柔軟化が期待されています。

ウ 暗号資産等取引に係る仲介業（「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」）の創設

現行法においては、事業者が、暗号資産交換業者と利用者を引き合わせる（媒介）行為のみを行う場合であっても、「暗号資産」の「売買」や「交換」の媒介に該当するとして暗号資産交換業の登録が必要となります。このような事業者は、暗号資産の売買等の当事者となるものではなく、利用者の財

¹ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」13頁参照。

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf)

² 電子決済手段等取引業者についても、資金決済法において資産の国内保有命令が措置されておらず、同様の懸念が指摘されています。

³ 金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」3頁参照。

(<https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/02/setsumei.pdf>)

産の預託も受けないにもかかわらず、財務要件やマネー・ローンダリング規制といった暗号資産交換業者と同一の規制が課されています。これは、暗号資産の媒介にとどまる事業者に対して過度の負担を求めるものであり、必要な限度での規制を適用すべきであるとの指摘がされていました。なお、事業者が、電子決済手段等取引業者と利用者を引き合わせて電子決済手段（ステーブルコイン）の売買・交換の媒介のみを行う場合についても、同様の指摘がされていました。

本改正案では、新たに「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」が創設され（改正資金決済法3章の4、2条18項等）、内閣総理大臣の登録を受けた者は、暗号資産交換業者および電子決済手段等取引業者の登録を受けることなく、この「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を営むことができることとされています（改正資金決済法63条の22の2等）。

「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」については、特定の暗号資産交換業者または電子決済手段等取引業者からの委託を受け、これらの業者のために仲介を行う所属制⁴が採用されています（改正資金決済法63条の22の3第1項7号等）。また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に課される主な規制は、以下の①から③とおりとなっています。

① 利用者への説明義務・広告規制

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者も利用者とは接する機会があることから、利用者に対する一定の説明・情報提供義務を負うこととされています（改正資金決済法63条の22の12第1項・2項）⁵。また、同様の観点から、広告規制については、暗号資産仲介行為を行う仲介業者に対して、暗号資産交換業者等と同様の規制が適用されることとされています（改正資金決済法63条の22の15第2項による資金決済法63条の9の2の準用）。

② 財務要件

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等が禁止される（改正資金決済法63条の22の13）ため、登録の際の財務要件は課されないこととされています（改正資金決済法63条の22の5参照）。

③ マネー・ローンダリング規制

犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」といいます。）に基づく取引時確認や疑わしい取引の届出等といったマネー・ローンダリング規制は、暗号資産交換業者等に義務付けられている（犯収法2条2項32号・4条等）ため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には課さないこととされています⁶。

本改正案により、ゲームアプリを提供する事業者等が、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」の登録を取得することにより、ゲームの利用者が、アプリ上で、暗号資産交換業者等からステーブル

⁴ 同様に所属制を採用するものとして、銀行代理業、金融商品仲介業および保険募集人があります。所属制の下では、所属先の金融機関は、①仲介業者の指導等の義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害の賠償責任を負うこととされ、これにより利用者の保護が図られています。

⁵ 前掲注3「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」4頁参照。

⁶ 前掲注3「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」4頁。

コインや暗号資産を購入できるようにすることが可能となるため、このようなアプリ事業者による新規の参入が期待されています。

(2) 資金移動業関連

ア クロスボーダー収納代行への規制の適用

国境を跨ぐ収納代行（クロスボーダー収納代行）は、現行法上、資金移動業登録が必ずしも必要とされてこなかったこともあり、海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等に用いられる事例がありました。また、2024年12月、金融安定理事会（FSB）が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書⁷」を公表し、その中で、国境を跨ぐ送金について、消費者被害のリスク、サイバー攻撃等のオペレーションリスク、マネー・ローンダリングのリスク等に対する統合的な規制・監督の必要性が指摘されていました。

これらを踏まえた本改正案では、債権者等（受取人等）から委託等⁸を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為（＝収納代行）等であって、国内から国外または国外から国内へ向けて資金を移動させる行為も「為替取引」に該当することとされ（改正資金決済法2条の2第2号）⁹、このようなクロスボーダー収納代行についても、資金移動業の規制が適用されることとしています（資金決済法2条2項）。

これにより、海外オンラインカジノや無登録金融商品取引業者のために収納代行を営む者が資金移動業登録を申請したとしても認められず（資金決済法40条）、無登録のままこのような収納代行を営む業者については、無登録業者として取締り対象となることとなります。また、資金決済法では、資金移動業者に対し、履行保証金の供託義務（同法43条）や利用者の保護等に関する措置を講じる義務（同法51条）等を課すことによって利用者保護やオペレーションリスクの軽減が図られています。これらに加えて、クロスボーダー収納代行業者は、特定事業者（資金移動業者）として取引時確認等の義務を負うことになり（犯収法2条2項31号、4条）、一定のリスクがある収納代行において、適切な利用者保護やマネー・ローンダリングへの対応が図られることとなります。

イ 破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

⁷ 原題：Recommendations for Regulating and Supervising Bank and Non-bank Payment Service Providers Offering Cross-border Payment Services Final report

[金融安定理事会による「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書」の公表について：金融庁](#)

⁸ クロスボーダー収納代行にあっては、2以上の段階にわたる委託を含むとされています（改正資金決済法2条の2）。

⁹ ただし、以下のいずれかに該当する場合は、利用者保護等の観点からリスクが低いと考えられるものとして、内閣府令において本文記載の規制の対象外となる予定です（改正資金決済法2条の2第2号括弧書、前掲注3「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」5頁注2）。

- ① プラットフォーマー等が取引成立に関与する場合
- ② エスクローサービス（顧客のために一時的に資金を預かり、顧客の商品受領後に送金するサービス）
- ③ 資本関係がある等、受取人との経済的一体性が認められる者が収納代行を行う場合
- ④ 他法令で規律されている場合

資金移動業者の破綻時の利用者資金の返還については、現行法においては、①供託のほか、②銀行等による保証や③信託も認められていましたが、いずれの方法による場合でも、供託を経由するため、最低 170 日を要することになっていました。そこで、本改正案では、迅速な資金返還を実現するために、上記①～③の手續に加え、新たに、④銀行等の保証機関による直接返還および⑤信託会社等による直接返還を認めることとしています（改正資金決済法 45 条の 3 ないし 45 条の 5 等）。

【執筆者】



金木 伸行（弁護士）

E-mail: nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

早稲田大学法学部卒業、早稲田大学法科大学院卒業、2018 年弁護士登録。金融規制法に関する法的助言を始めとする金融分野に関する案件を主として取り扱っているほか、不動産、労務分野に関する案件を多く担当する。



亀家 貴志（弁護士）

E-mail: takashi.kameie@iwatagodo.com

京都大学法学部卒業、京都大学法科大学院卒業、2025 年弁護士登録。金融（バンキング、レギュラトリー、ファイナンス取引など）、労働、ジェネラルコーポレートなど企業法務全般を取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別顧問として元金融庁長官中島淳一氏、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。